

2018年度 江東区の産業振興政策に関する要望

2018年7月19日
東京商工会議所江東支部

東京商工会議所江東支部は、2007年より毎年、区内会員事業所への調査や産業・観光団体の意見を集約した要望書を、江東区長ならびに区議会議長等へ提出している。

江東区におかれては、これまでに「区内事業所の官公需における受注機会確保への配慮」や「公共工事の適正な予定価格・工期設定の徹底」をはじめ、「小規模事業者経営改善資金融資制度の利子補給」、「企業PRや販路拡大のためのホームページ作成費補助」等を実現しており、要望に対して真摯に対応いただいていることに深く感謝を申し上げます。

さて、わが国経済は緩やかな回復基調にあるものの、依然として中小企業・小規模事業者は大企業に比べ厳しい経営環境にあり、東京商工会議所江東支部が本年3月に区内会員企業へ実施した経営課題に関するアンケート調査では、「人材確保の難化と人件費増加」「後継者の不在」「取引条件の悪化による資金繰り難」といった、事業の継続に関わる高度・複雑な経営課題を抱え、その解決に向けた支援を望む意見が数多く見られた。

また、同調査に加え、各種会合での議論や個別事業所へのヒアリングで、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた観光振興の推進による地域への経済波及を期待する意見、また、住民が増えるなかでの防災対策やインフラ整備の充実を望む意見なども多数寄せられている。

区内の中小企業・小規模事業者および商店街は、地域における雇用創出、防犯、各コミュニティの担い手として、地域活動の根幹であり、地域経済発展の原動力でもある。

東京商工会議所江東支部は、今後も企業経営や地域活性化の支援にあたって江東区と連携を強化しつつ、区内の中小企業・小規模事業者の持続的な経営の成長を促進するための事業を実施する所存である。

そして、江東区におかれても、中小企業・小規模事業者が自助努力だけでは解決できない諸問題や地域振興について、政策面の後押しや経営環境の整備のご支援を賜りたく、このたび、江東区の産業振興政策に関する要望を取りまとめた。

本要望の趣旨をお汲み取りいただき、実現に向けて取り組まれるようお願い申し上げます。

I. 区内中小企業・小規模事業者の経営課題解決及び事業環境の整備にかかる支援

1. 人材の採用・育成・定着支援

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、近年の労働需要の高まりから、中小企業・小規模事業者の多くは必要な人材の確保ができず、経営の成長における足枷となっている。

東京商工会議所が2017年12月に実施した調査では、今後売上拡大に取り組む上で最も課題となる事項として「人材の不足」と回答した企業は75.1%にも上り、他の項目と比べても突出した結果であった。

また、東商江東支部が行った調査でも、「現在の重要な経営課題」「江東区に最も強化・拡充して欲しい支援策」のいずれも、「優秀な人材の不足」が最多の回答となっており、「企業と求職者とのマッチング」、「外国人労働者受け入れに伴う支援」「技能者・技術者の育成、技能承継」「育休・労働時間弾力化に取り組む企業の評価」等、具体的な支援策の記述も寄せられている。

中小企業・小規模事業者は、求職者に対して自社のPRを行う手段や機会が乏しく、人材の採用・育成に関するノウハウも不足していることが多いが、一方で多様な働き手が活躍できる環境づくりを目指し、様々な工夫を行っている企業も増えてきている。それらの企業に対して人材確保・育成・定着に対する支援施策のより一層の拡充をご検討いただきたい。

- (1) 「こうとう若者・女性しごとセンター」の一層のマッチング機能の強化
- (2) 外国人労働者の雇用を検討している事業所への支援制度の拡充
- (3) 江東区と東商江東支部の連携のもと、インターンシップ事業や産業スクーリング事業実施事業所増加に向けた区内企業への周知、および事業者負担の軽減に向けた補助限度額・件数の引上げ
- (4) 優秀技能の継承に向けた江東版ものづくりマイスター制度（高度な技能者の中小企業や教育訓練施設による実技指導、技術者情報の登録等）の創設
- (5) 育休制度や労働時間弾力化等に積極的に取り組む企業に対する入札における評価制度の導入

2. 創業支援の施策強化

都心主要地へのアクセスの良さ・人口増加によるマーケットとしての魅力など、ビジネスを始める場として様々なメリットを感じ、江東区を選んで創業する事業者は多い。

また、国が働き方改革の一環として副業・兼業容認を推進するなか、ここ10年で区内事業所の従業者が8万人超増加した江東区においては、企業等に勤務しながらの週末起業や自宅を事務所とする創業等、今後、多様な業種・業態・形態の創業者やその潜在層が大幅に増加し、創業に対する支援ニーズがより一層高まることが見込まれる。

江東区では2014年度に策定した創業支援事業計画に基づき、東商江東支部をはじめとする区内の創業支援機関が連携して、創業者への支援を行ってきたが、国の創業補助金の採択件数が大幅に減少したことで、同事業を利用した創業者数は他区と比べても低調な状況に留まっている。

創業者の事業を安定軌道に乗せ、地域に定着させるためには「セミナー等による潜在的創業希望者への情報提供」のみならず、「開業の手続きへの助言や創業計画書の策定支援を通じた資金調達」「販路拡大や税務記帳等のキメ細やかな創業後のフォロー」という、創業の各ステージに応じた支援が重要である。

具体的には、江東区に多い商業・サービス業の創業者の利用率が高い日本政策金融公庫の「新創業融資制度」と関連させるかたちでの販路開拓支援事業や、認定連携創業支援事業者と連携して実施する創業後のフォローアップ事業などの取り組みにより、区全体としての創業支援の裾野を広げることをご検討いただきたい。

- (1) 創業支援事業計画に定める認定連携創業支援事業者の販路開拓相談を利用した場合に
申し込むことができる日本政策金融公庫の新創業融資の利子補助制度
- (2) 特定創業支援事業を利用して創業した事業者のフォロー事業

3. 円滑な事業承継の推進

経営者の高齢化が進展するなか、東京商工会議所が行った調査では60歳を超える経営者の5割以上、70歳を超える経営者の8割以上が今後5年以内に事業承継を行うと回答するなど、これから多くの中小企業が経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来している。

そのようななか、高齢にもかかわらず子息や従業員等への事業承継に向けた具体的な対策を行っていない経営者や後継者候補がいない経営者も一定割合存在し、それらの企業が事業継続を断念することにより、現在でも全国で年間約7万社が廃業している。今後、事業承継を理由とした廃業が増加すると、地域住民の雇用機会が失われることに加え、取引先の廃業による地域のサプライチェーンの途絶が進み、地域経済全体の活力が失われていく。

東商江東支部では、ビジネスサポートデスク東京東とともに、区内に本支店を有する8金融機関と連携しながら、事業者の事業承継の準備を促す『社長60歳「企業健康診断」事業』を実施しているが、喫緊の課題である事業承継をより一層推進するため、区においても、まず、区内事業者が抱える事業承継問題の実態を把握することや、各機関の取り組み状況について情報交換を行うプラットフォームの創設など、地域金融機関、経済団体と連携した地域全体の取り組みを検討いただきたい。

- (1) 区、金融機関、経済団体との連携による区内事業者の事業承継実態調査の実施
- (2) 区、金融機関、経済団体との連携による事業承継支援ネットワーク会議の開催

4. 経営基盤安定のための資金調達の支援

江東区においては、商工会議所があっせん・推薦し、日本政策金融公庫が融資する「小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）」を、利子補助の対象融資としているが、利用者の金利負担の軽減が図られることで、小規模事業者の事業運営の大きな後押しとなっている。

江東区では2014年度に、小規模事業者を対象とする小規模企業特別資金・借り換え資金の補助率を引上げ（0.5%から0.7%へ）ているが、その政策理念を、ほぼ同規模の事業者を対象とするマル経融資についても適用し、現行の補助率30%から40%へ引上げることで利用者の金利負担をさらに軽減し、事業の継続・発展に一層資するよう対応していただきたい。

5. 区内事業者の官公需における受注機会の確保

江東区における区内事業者の官公需の契約割合はこの数年来、70%台半ばの高い比率で推移している。これは、江東区が区内事業者の受注機会の確保にあたって特段の配慮をさせていただいている結果であり、深く感謝を申し上げる。

一般競争入札については、地域精通度と地域貢献度を項目として加点する総合評価落札方式が導入されており、引き続き入札区内事業者に対する支援を堅持・拡充していただきたい。

- (1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法（官公需法）の目的と地方公共団体の施策に則って、増額による安定的な官公需予算額の確保とあわせ、区内事業者への契約割合の70%台半ばの維持
- (2) 公共工事の品質確保と適正な競争を担保したうえでの地域貢献点の引上げ
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する法の一部改正に則って、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定とあわせ、計画的な発注と適切な工期設定の徹底

6. 販路開拓及び生産性向上のための支援

カタログやホームページによる情報発信や展示会への出展は、自社をPRする機会が限られている中小企業・小規模事業者にとって、多くの企業との接点を持つことができ、非常に有効な販路開拓の手段である。また、江東区は印刷製本業やIT関連業種の集積に加え、大小規模の展示場があることから、中小企業・小規模事業者の販路開拓を後押しするリソースに恵まれているといえる。

一方、江東区をはじめ、国や東京都でも様々な販路開拓に関する補助金・助成金が設けられている他、東商江東支部・ビジネスサポートデスク東京東や金融機関・様々な支援機関が専門家による販路開拓相談を実施しているが、それらを利用している事業所は一部に限られ、区内の事業所に周知が行き渡っているとは言い難い状況にある。

そこで、それらの支援施策とその活用方法等を区、金融機関、経済団体一体となって広く周知を行う取り組みについて検討されたい。

また、販路開拓支援策の一つとして、国の小規模事業者持続化補助金が区内事業者にも活用されている。小規模事業者の持続的発展のためには、販路開拓に加えて、IT活用や設備投資などを通じて生産性を向上させることが重要となる。生産性向上のためにITの活用や最新の設備導入を行う事業者が策定する事業計画について、小規模事業者持続化補助金の上乗せ補助の検討や生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の早期策定に取り組んでいただきたい。

- (1) 金融機関、経済団体との連携による販路開拓支援施策ガイドブックの作成等、施策の周知
- (2) 展示会等出展費補助事業を毎年申請可能にし、カタログ作成など利用範囲の要件を緩和
- (3) ITを活用する事業計画を策定した場合の小規模事業者持続化補助金交付制度（上乗せ補助）
- (4) 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の早期策定及び固定資産税の特例率の条例制定

7. 商店街活性化の支援

商店街は、生活に必要な物品やサービスを提供する機能に加え、まちの表情、景観としての役割と地域コミュニティを支える機能、防犯・治安維持などの多様な機能を持ち合わせており、豊かなまちづくりのため、商店街の活性化は必要不可欠である。

- (1) 組織の強化が期待できる商店街振興組合法に基づく法人化を推進するための支援と補助金の増額
- (2) 駐輪場施設の整備
- (3) 商店街が魅力を創出する事業の計画づくりに資するよう、「魅力ある商店街創出イベント事業」の好事例の公表

8. 円滑な物流の確保のための支援

物流は、経済活動を支える動脈で、円滑な物流が確保できなければ、運送業への悪影響ばかりでなく産業の活性化、ひいては回復軌道にある景気に水を差すことになる。しかしながら、駐車スペースや荷捌き場の不足に加え、荷捌き車両に配慮した駐車規制緩和区間は限定されていることなどから、円滑な物流と配送に支障がでている。加えて、中小運送業者は、人手不足や厳しい価格競争により、2人乗り体制の維持が難しくなっており、早急な対策が求められる。

東京都では、地区物流効率化認定制度を運用し、運送事業者、商店街関係者や荷主企業など、複数の事業者等が連携して行う自主的な地域の物流改善の取り組みに対して、荷捌きスペースの優遇的な利用や金融面の支援を行っている。江東区におかれても、交通の円滑化等の物流改善を推進するため、区内事業者による上記のような取り組みを後押しされたい。

- (1) 地区物流効率化認定制度の活用による、商店街や物流事業者等が連携して行う物流改善の取り組みの支援
- (2) 輸送用車両が駐車可能なスペースの確保・増設のための関係機関への働きかけ
- (3) 駐車規制緩和対象区間の拡大のための関係機関への働きかけ
- (4) 駐車監視員活動ガイドラインの輸送用車両に対する放置車両と確認する要件緩和のための関係機関への働きかけ

Ⅱ. 防災・減災に向けた対策とインフラ等の整備について

1. 江東区地域防災計画の着実な実行

江東区地域防災計画によると、10年以内の達成目標として、死者数、建築物の全壊・焼失棟数は約6割減少、避難者は約4割減少としているが、2年後にオリンピック・パラリンピックが開催されることや、内閣府の中央防災会議が2013年末に、首都直下地震の被害想定として、今後30年間でM7クラスの地震が発生する確率を70%と想定していることから、可及的早期の目標達成を目指されたい。加えて、防災計画で示された江東区耐震改修促進計画にもとづく民間建築物耐震促進事業をはじめ、防災まちづくり対策などのハード・ソフト両面にかかる予算の確保・拡充とあわせ、施策の計画的かつ着実な実施に取り組まされたい。

2. 津波等による浸水被害防止のための対策

区内の多くの地域は、海拔ゼロメートル以下の低地であるため、大規模な津波や高潮が発生した場合、浸水による人的、物的な被害が予想される。

東京都は、最大級の地震が発生した場合（マグニチュード8.2の海溝型地震等）においても、各施設（防潮堤、護岸、水門、排水機場等）の機能を保持し、津波等による浸水を防ぐことを目的とした東部低地帯の河川施設整備計画では、2021年度までの10か年間の計画にもとづいて、現在、防潮堤、水門等の整備を実施しているが、その中の、特に緊急性の高い水門・排水機場と防潮堤の前倒しで整備が必要である。

また、東京都が2018年3月に発表した「高潮浸水想定区域図」によると、大型台風などで河川が氾濫した場合、最大で江東区の68%が浸水し、亀戸7丁目周辺では浸水の深さが10メートルを超えとの想定がなされており、早期に避難場所や避難経路を記した高潮ハザードマップの作製と広域避難計画を策定し、周知されたい。

3. 老朽建物の耐震化促進と災害による事業再建の支援

江東区地域防災計画によると、東京湾北部地震が発生した場合、江東区の一部では震度7の大きな揺れとなり、99.3%の地域で震度6強になると想定している。それに伴って建物への直接的な被害ばかりでなく、火災による二次災害で甚大な物的、人的な被害も想定される。そのため、老朽化した建物の建替えの促進と災害による事業再建のための支援が必要である。

- (1) 江東区は、2008年3月に江東区耐震改修促進計画を策定し、2015年3月に同計画を見直し・改定しているが、その中で2015年度に95%、90%としていた、住宅と民間特定建築物の耐震率は、2020年度に、ともに95%としており、目標達成の先延がなされていることから、対象建築物の耐震化のために施策を総動員しての目標達成の前倒し
- (2) 緊急輸送道路等における電柱地中化・無電柱化の推進と液状化対策の実施

4. 豊洲への市場移転および千客万来施設について

東京都より豊洲市場の会場予定日を2018年10月11日とすることが示されるなか、江東区が市場機能受け入れの条件としてきた賑わい施設「千客万来施設」の同時開場について、東京都と事業者の交渉が難航したことにより、実現困難な状況になっている。

東京商工会議所江東支部は、かねてから市場機能のみならず、豊洲の新たな観光拠点として期待される千客万来施設の開設があつて、はじめて地域にメリットがあるということを、江東区と立場を同じくして、主張してきた。

賑わい施設「千客万来施設」の早期実現に向けて、具体的な実現までの計画の開示を含め、東京都に対する働きかけを行われたい。

5. 公共交通（地下鉄8号線）の整備

南北軸の移動の利便性向上については、かねてから交通インフラ整備上の最大の課題である。それを実現できれば、区内外観光スポットの回遊性を向上させる等地域活性化の効果が期待できる。

地下鉄8号線（有楽町線）の延伸（豊洲一住吉）について、江東区では「東京8号線（豊洲～住吉）延伸に関する懇談会」の開催や建設基金の積み立て等に取り組んでいる。

東京商工会議所江東支部は、国際競争力の強化、オリンピック後の跡地利用や築地市場の豊洲移転等様々な観点から、8号線の延伸が重要であるとする江東区と同じ立場であり、早期に着手されることを強く望む。

6. 臨海部の道路整備

オリンピック・パラリンピックの開催をひかえた臨海部は、今後、さらに著しい成長の見込まれるエリアであり、交通・物流ネットワークの強化が求められている。また、都市計画道路については、道路ネットワークを形成し、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災向上に寄与する東京都・特別区の「区部における都市計画道路の整備方針」に沿って整備する必要がある。

- (1) 補助144号線（放射16～国道357）の早期完成
- (2) 新木場駅から辰巳・夢の島地区へ配置予定のオリンピック・パラリンピック競技場への移動には、国道357号線を横切らなければならない。歩行者の安全性や利便性を確保するため、国道357号線と都道306号線（明治通り）の交差点に四方向の地下歩道またはデッキを建設

(3) 大会期間中の幹線道路におけるトイレ不足への対応として仮設トイレの設置

7. 公共施設等への積極的な木材活用を通じた特色ある地域づくり

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法が施行されて以降、地方公共団体は木材の利用の促進に関する施策を策定の上、公共建築物における木材の利用に努めることになり、現在、各自治体による木材利用が促進されている。木材の使用は、景観を良くするばかりでなく、CO₂を木材の中に固定して削減することから環境配慮の面でも有意義である。

江東区は、特徴的な木材産業集積の歴史と伝統を有し、共建築物等における木材利用推進方針を策定している。今後は木材利用の促進が一層加速されるよう、国等の法令にもとづく補助金等のインセンティブ創設のための関係機関に対する働きかけを行われたい。

Ⅲ. オリンピック・パラリンピック開催に向けた観光振興について

1. 江東区観光推進プラン（後期）の着実な実行

現在進行している江東区観光推進プラン（後期）について、今後も一般社団法人江東区観光協会を主体とする観光推進体制の強化を図るとともに、より一層、地域経済団体や民間事業者等と連携した観光まちづくりに取り組まれたい。

- (1) 訪日外国人のための多言語の乗換ルートや駅情報の表示板の設置と、英語による到着駅や乗換案内、周辺観光の車内アナウンス実施の働きかけ
- (2) 訪日外国人の持参する端末が利用しやすいよう、Wi-Fi普及による通信環境の整備
- (3) 区内の観光エリアや商店街へ訪問する訪日外国人観光客が安心して、楽しく、街歩きや買い物ができるよう翻訳機能を兼ね備えた「観光アプリ」の開発
- (4) 手続委託型輸出物品販売場制度による、商店街と一体となった免税一括手続きステーション創設の推進および委託費など補助対象の拡充
- (5) 江東区観光地域づくりプラットフォームの連携強化に向けた会議の開催

2. オリンピック・パラリンピック開催に向けた観光環境の整備

江東区は2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の中心地として多数の競技場が配置され、国内外から多くの選手や関係者、応援者が訪れ、スポーツへの関心や機運が高まることが予想されている。2016年3月に策定した江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プランについて、地域企業や住民の声を反映しながら、着実に取り組みを進められたい。

また、商店街等でのポスター・フラッグ掲出などを通じた、大会のPRのためのシティドレッシングについても、地域の要望を踏まえた上で、積極的に取り組み、機運醸成を図られたい。

3. インバウンド（訪日外国人観光客）対応を行う事業者への支援

インバウンド需要の取り込みに向けて、外国人観光客のニーズを満たすために様々な工夫を行う中小・小規模企業の取り組み（外国人観光客向けの新商品・サービスの開発、多言語に対応した広報・販促ツールの作成、人材の採用・育成、決済環境の整備など）について、経費の一部を補助する、あるいはインバウンド対応の専門家による助言を行う制度の創設を検討いただきたい。

4. 東京2020大会都市ボランティアの推進と観光ボランティアガイドの育成

東京2020大会において、大会組織委員会が募集する8万人の大会ボランティアに加え、3万人の都市ボランティアを東京都が募集する予定となっているが、応募に向けては応募者が勤務する各事業所の理解や支持が大変重要となる。区内事業所に向けたボランティア休暇の普及・取得促進の周知等を通じて、江東区としてもボランティアに参加しやすい機運醸成・環境整備に取り組まれない。

また、東京2020大会に向けて江東区に来訪する訪日外国人観光客の増加が見込まれるなか、おもてなしの主要な担い手である歴史・文化、名所旧跡を案内できる、あるいは外国語での円滑なコミュニケーションができる観光ボランティアガイドの育成を推進する必要がある。一般社団法人江東区観光協会や公益財団法人江東区文化コミュニティ財団によるボランティアガイドの育成に向けた取り組みについて、より一層支援されたい。

以 上